

議案第 1 2 3 号

飛騨市乳用牛導入基金条例について

飛騨市乳用牛導入基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

活力のある酪農経営のため乳用牛の導入を行い、経営の安定と活性化を図るための乳用牛導入基金を設置するもの。

# 飛驒市乳用牛導入基金条例

## (基金の設置)

第1条 市内における活力ある畜産経営のため、乳用牛の導入を行い、生乳生産基盤を強化し、生乳生産量を増加することを目的に飛驒市乳用牛導入基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (基金の額)

第2条 基金の額は、17,400,000円とする。

2 基金の総額に必要があるときは、予算の定めるところにより基金の増額又は減額をすることができる。

3 前項の規定により、増額又は減額が行われたときは、基金の額は増額又は減額の後の額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する財産は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管管理しなければならない。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理する。

## (貸与等)

第5条 基金の運用により導入された乳用牛の貸与等については、規則で定める。

## (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛騨市乳用牛導入基金条例（案）要旨

### 1 制定の趣旨

飛騨市における活力ある畜産経営のため、乳用牛の導入を行い、酪農経営の安定と活性化を図るため、飛騨市乳用牛導入基金を設置するもの。

### 2 制定の背景

古川酪農農業協同組合は、昭和47年に吉城郡古川町に十数件の酪農家により「飛騨古川の生乳」生産の安定化を目指し設立された。市町村合併を経て現在に至るまで農家件数の減少はみたものの、各農家の規模拡大や新規就農農家加入、昨年度は山之村牧場も加わるなど、過去最大の生乳生産量を確保するまでになった。しかし今年度、組合内農家の廃業により生乳生産の過半を失う事態となった。

今後、生乳生産基盤の弱体化が懸念され、対策として乳用牛頭数の増頭が不可欠である。これらの対策として乳用牛導入基金を設立し、市民の健康に寄与する安全安心な生乳生産量の拡大を図り、市内酪農の安定的発展を推進する。

### 3 施行日 公布の日